

県産品スポット販売支援事業助成金交付要領

第1 趣 旨

この要領は、消費者と生産者のより身近な関係を築き、かながわブランド品をはじめとした県内産農林水産物及びその加工品（以下、「県産品」という。）の認知度向上及び販路拡大のため、生産者団体等が、第3に定める助成の対象とする事業（以下、「助成事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

第2 助成事業の対象者

助成事業の対象は、以下に定める者とする。

- 1 農林水産業若しくは県産品を活用した製造業又はサービスの提供事業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人、団体であって、原則として県内に住所又は主たる事業所を有する者
- 2 その他、かながわブランド振興協議会（以下、「協議会」という。）が申請資格を有すると認めた者

第3 助成事業及び助成金額

- 1 助成事業は、第1の趣旨に基づき、協議会が認めた販売店の店頭又は県内外のイベント等多数の消費者の集まる場所で、自らが生産又は販売に関わる県産品の出張販売を行う事業とし、その事業のために支出する経費の一部を助成する。
- 2 助成金額については、別に定めるものとし、1助成事業者当たりの助成は、年間5回を限度とする。ただし、協議会が特別の理由によりこの規定によらないことを認めた場合には、この限りではない。

第4 助成金の交付申請

助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、県産品スポット販売支援事業助成金交付申請書（様式1号）に必要な資料を添付して、協議会会長（以下、「会長」という。）に提出するものとする。

第5 助成金の交付決定

会長は、助成金の交付決定に当たっては、助成事業者から提出された交付申請書の審査等により、その内容を審査し、その内容を適当と認めた場合は、県産品スポット販売支援事業助成金交付決定書（様式2号）により助成事業者に助成金の交付の決定を通知するものとする。

第6 事業実施報告書の提出及び助成金の交付

- 1 助成事業者は、助成事業終了後、速やかに県産品スポット販売事業実施報告書（様式3号）に必要な資料を添付して、会長に提出するものとする。
- 2 助成金は、原則として前項に規定する事業実施報告書が提出されてから交付するものとする。ただし、会長が助成事業の円滑な推進を図るうえで必要と認めるときは、事業実施前に助成金を交付することができる。
- 3 前項ただし書の規定に基づき助成金を事業実施前に受けようとする助成事業者は、交付申請書にその理由を記載した書類を添付するものとする。

第7 その他

この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年6月1日から施行する。